

令和 8 年 5 月 2 2 日

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 5 回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第5回定例会議事日程

令和8年5月22日（金）
午後2時00分開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項
令和8年5月1日現在の児童生徒数について …… 1
[学事課]
- 8 議決事項
議案第25号 千葉市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について …… 5
[総務課]
議案第26号 令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について …… 9
[教育改革推進課]
議案第27号 令和9年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について …… 13
[教育指導課]
議案第28号 令和9年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について …… 15
[教育指導課]
議案第29号 令和9年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について …… 17
[教育指導課]
議案第30号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について
[別添]
[生涯学習振興課]

9 その他

10 閉 会

令和8年5月1日現在の児童生徒数について

学校教育部学事課

1 児童生徒数について

千葉市立小中学校（中等教育学校前期課程を含む）の児童生徒数について、毎年、文部科学省が行う学校基本調査に合わせて5月1日現在の数値を調査している（各小中学校からの報告を受けている）。調査の結果、令和8年5月1日現在の児童生徒数は、小学校で男子21,688人、女子20,664人の計42,352人であり、中学校では、男子11,130人、女子10,589人の計21,719人であった。

2 直近5年間の千葉市立小中学校児童生徒数の推移

（特別支援学級在籍者数を含む）

（単位:人）

		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
小 学 校	男	23,386	23,024	22,725	22,243	21,688
	女	22,233	21,838	21,478	21,037	20,664
	計	45,619	44,862	44,203	43,280	42,352
中 学 校	男	11,593	11,518	11,293	11,260	11,130
	女	11,044	10,856	10,761	10,662	10,589
	計	22,637	22,374	22,054	21,922	21,719

※令和8年度の詳細は、別紙参照

3 直近5年間の千葉市立小中学校特別支援学級児童生徒数の推移

（単位:人）

		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
小 学 校	男	498	533	565	591	596
	女	196	193	209	232	247
	計	694	726	774	823	843
中 学 校	男	238	252	273	296	297
	女	130	137	124	133	149
	計	368	389	397	429	446

千葉市小中学校児童生徒数（令和8年5月1日現在）

千葉市全体

小学校（108校）		(単位:人)										
	全体						通常学級				特別支援学級(外数)	
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
1年	6,558	3,324	3,234	6,446	3,251	3,195	112	73		39		
2年	6,699	3,467	3,232	6,590	3,389	3,201	109	78		31		
3年	6,973	3,531	3,442	6,820	3,415	3,405	153	116		37		
4年	7,134	3,673	3,461	6,979	3,568	3,411	155	105		50		
5年	7,475	3,828	3,647	7,310	3,709	3,601	165	119		46		
6年	7,513	3,865	3,648	7,364	3,760	3,604	149	105		44		
全校	42,352	21,688	20,664	41,509	21,092	20,417	843	596		247		

中学校（53校）※夜間中学を含む				中等教育学校（1校）							(単位:人)		
	全体						通常学級				特別支援学級(外数)		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	
1年	7,097	3,660	3,437	6,932	3,561	3,371	165	99		66			
2年	7,227	3,732	3,495	7,078	3,629	3,449	149	103		46			
3年	7,395	3,738	3,657	7,263	3,643	3,620	132	95		37			
全校	21,719	11,130	10,589	21,273	10,833	10,440	446	297		149			

直近 5 年間の児童生徒数の推移

(単位：人)

		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
小 学 校	男	23,386	23,024	22,725	22,243	21,688
	女	22,233	21,838	21,478	21,037	20,664
	計	45,619	44,862	44,203	43,280	42,352
中 学 校	男	11,593	11,518	11,293	11,260	11,130
	女	11,044	10,856	10,761	10,662	10,589
	計	22,637	22,374	22,054	21,922	21,719

直近 5 年間の特別支援学級児童生徒数の推移

(単位：人)

		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
小 学 校	男	498	533	565	591	596
	女	196	193	209	232	247
	計	694	726	774	823	843
中 学 校	男	238	252	273	296	297
	女	130	137	124	133	149
	計	368	389	397	429	446

直近 5 年間の児童生徒数における特別支援児童生徒数の割合

(単位：%)

		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
小 学 校	男	2.13	2.31	2.49	2.66	2.75
	女	0.88	0.88	0.97	1.10	1.20
	計	1.52	1.62	1.75	1.90	1.99
中 学 校	男	2.05	2.19	2.42	2.63	2.67
	女	1.18	1.26	1.15	1.25	1.41
	計	1.63	1.74	1.80	1.96	2.05

* 四捨五入した数値

議案第 25 号

千葉市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部
改正について

千葉市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡 克彦

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部
を改正する規則

千葉市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年
千葉市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
（聴聞の通知） 第 2 条 [略] 2 法第 15 条第 3 項及び 条例第 15 条第 3 項 の規定により 揭示場に揭示する 場合においては、聴聞公示通知書（様式第 2 号） を揭示して 行うものとする。 （聴聞の期日又は場所の変更） 第 3 条 法第 15 条第 1 項及び条例第 15 条第 1 項の通知を受けた者（法 第 15 条第 3 項後段 及び条例 第 15 条第 3 項後段 の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 2・3 [略] （弁明の機会の付与の通知） 第 17 条 [略] 2 法第 31 条において準用する法第 15 条第 3 項及び 条例第 29 条において準用する条例第 15 条第 3 項 の規	（聴聞の通知） 第 2 条 [略] 2 法第 15 条第 3 項及び 第 4 項並びに 条例第 15 条第 3 項 及び第 4 項 の規定により 措置をする 場合においては、聴聞公示通知書（様式第 2 号） により 行うものとする。 （聴聞の期日又は場所の変更） 第 3 条 法第 15 条第 1 項及び条例第 15 条第 1 項の通知を受けた者（法 第 15 条第 4 項後段 及び条例 第 15 条第 4 項後段 の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 2・3 [略] （弁明の機会の付与の通知） 第 17 条 [略] 2 法第 31 条において準用する法第 15 条第 3 項及び 第 4 項並びに 条例第 29 条において準用する条例第 15 条第 3 項 及び第 4 項 の規

定により**掲示場に掲示する**場合においては、
弁明の機会付与公示通知書（様式第17号）
を掲示して行うものとする。

様式第2号

聴 聞 公 示 通 知 書	
行政手続法 千葉県行政手続	
不利益処分の 名あて人 となるべき者の所在が判明しないので、 第15条第3項の規定により、次のとおり公示します。 条例第15条第3項	
なお、不利益処分の 名あて人 となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付する ので申し出てください。	
年 月 日	行政庁 印
聴 聞 の 件 名	
不利益処分の 名あて人 となるべき者の氏名	
不利益処分の 名あて人 となるべき者の住所	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所在地	
この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったもの とみなされます。	

様式第17号

弁 明 の 機 会 付 与 公 示 通 知 書	
行政手続法第31 千葉県行政手続	
不利益処分の 名あて人 となるべき者の所在が判明しないので、 条において準用する同法第15条第3項の規定により、次のとおり公 示します。 条例第29条において準用する同条例第15条第3項	
なお、不利益処分の 名あて人 となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつで も交付するので申し出てください。	
年 月 日	行政庁 印
弁 明 の 件 名	
不利益処分の 名あて人 となるべき者の氏名	
不利益処分の 名あて人 となるべき者の住所	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	
弁明に関する事務を所 掌する組織の名称及び 場所	
口頭による弁明の機会 付与の有無	
口頭による弁明の機会 付与の日時	
口頭による弁明の付与 の場所	
この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達 があったものとみなされます。	

定により**措置をする**場合においては、
弁明の機会付与公示通知書（様式第17号）
により 行うものとする。

様式第2号

聴 聞 公 示 通 知 書	
行政手続法 千葉県行政手続	
不利益処分の 名宛人 となるべき者の所在が判明しないので、 第15条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公示します。 条例第15条第3項及び第4項	
なお、不利益処分の 名宛人 となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するの で申し出てください。	
年 月 日	行政庁 印
聴 聞 の 件 名	
不利益処分の 名宛人 となるべき者の氏名 〔削る〕	〔削る〕
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所在地	
行政手続法第15条第3項及び第4項 千葉県行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定による措置を開始した日から 2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。	

様式第17号

弁 明 の 機 会 付 与 公 示 通 知 書	
行政手続法第31 千葉県行政手続	
不利益処分の 名宛人 となるべき者の所在が判明しないので、 条において準用する同法第15条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公 示します。 条例第29条において準用する同条例第15条第3項及び第4項	
なお、不利益処分の 名宛人 となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつで も交付するので申し出てください。	
年 月 日	行政庁 印
弁 明 の 件 名	
不利益処分の 名宛人 となるべき者の氏名 〔削る〕	〔削る〕
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限 〔削る〕	〔削る〕
口頭による弁明の機会 付与の有無	
口頭による弁明の機会 付与の日時	
口頭による弁明の 機会 付与の場所	
行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項及び第4項 千葉県行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第3項及び第4項の規定に よる措置を開始した日から2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があつた ものとみなされます。	

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 5 月 2 5 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

行政手続法の一部改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号

令和 9 年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第 1 学年入学者の募集
及び選抜の基本方針について

令和 9 年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第 1 学年入学者の募集及び
選抜の基本方針について、次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

1 募集

(1) 応募資格

次のアまたはイに該当する者とする。

- ア 令和 9 年 3 月に小学校等を卒業見込みの者で、保護者とともに
千葉市内に居住し、かつ、入学後も継続して市内に居住する者
- イ 千葉市立稲毛国際中等教育学校長が志願を承認した者

(2) 募集定員

千葉市立稲毛国際中等教育学校第 1 学年
140 名（男女別による定員は設けない）

2 入学検査料

2,200 円を納入する。

3 入学検査

(1) 一次検査

ア 提出書類

入学願書等

イ 受付期間

令和 8 年 11 月 5 日（木）から 11 月 9 日（月）まで

ウ 一次検査の期日

令和 8 年 12 月 5 日（土）

エ 検査場所

千葉市立稲毛国際中等教育学校

オ 一次検査結果の発表

令和 8 年 12 月 11 日（金）

カ 検査の内容

(ア) 適性検査Ⅰ 45分

文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力をみる。

(イ) 適性検査Ⅱ 45分

自然科学的、数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力をみる。

キ 選抜方法

一次検査の結果を資料とし、二次検査受検候補者を選抜する。

なお、二次検査受検候補者は募集定員の2倍程度とする。

(2) 二次検査

ア 提出書類

志願理由書、小学校等の校長が作成した報告書等

イ 志願理由書・報告書等の提出期間

令和9年1月7日(木)から1月12日(火)まで

ウ 二次検査の期日

令和9年1月24日(日)

エ 検査場所

千葉市立稲毛国際中等教育学校

オ 検査の内容

(ア) 適性検査Ⅲ 45分

a 小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力をみる。

b 自分の思いや考えが明確になるように、文章の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力をみる。

(イ) 面接

将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力・話す力等をみる。

カ 選抜方法

小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願

理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

キ 選抜結果の発表

令和9年2月1日（月）

4 入学確約書の提出

令和9年2月3日（水）正午まで

5 その他

上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者募集要項」に定める。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

令和 9 年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第 1 学年入学者の募集及び選抜の基本方針を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 9 号の規定により議決を求めるものであります。

議案第 27 号

令和 9 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について
令和 9 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

1 採択対象教科用図書

学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書（令和 9 年度使用）

2 採択期間

令和 8 年 8 月 31 日まで

3 採択方法

- （1）千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定（以下「調査研究等」という）を行う。
- （2）前記専門調査員会を組織する専門調査員は、教科用図書について識見を有する校長、教頭又は教員のうちから教育委員会が委嘱する。なお、十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱するものとする。
- （3）教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、教育委員会が、令和 9 年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和 9 年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知、「選定資料」及び「選定資料作成の基本的観点」をもとに、千葉市の児童生徒及び地域性への適合等を勘案し、採択を行う。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和 8 年 9 月 1 日以降、採択に係る資料を公開する。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

令和 9 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、
千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 0 号の規定により、議決を求める
ものであります。

議案第 28 号

令和 9 年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

令和 9 年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

1 採択対象教科用図書

高等学校用教科用図書（令和 9 年度使用）

2 採択期間

令和 8 年 8 月 31 日まで

3 採択方法

- （1）校長は、校内において研究会を開催するなど教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにする。
- （2）選定に当たっては、令和 9 年度使用教科書目録に登載されているもののうちから、文部科学省が収録した「教科書編修趣意書」等を活用し、十分な調査研究を行い、選定を行う。
- （3）校長の選定に基づき、教育委員会が令和 9 年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和 9 年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知等をもとに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性を勘案する。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和 8 年 9 月 1 日以降、採択に係る資料を公開する。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議 案 説 明

令和 9 年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 0 号の規定により、議決を求めるものであります。

議案第 29 号

令和 9 年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について

令和 9 年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 5 月 22 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

1 採択対象教科用図書

中等教育学校（後期課程）用教科用図書（令和 9 年度使用）

2 採択期間

令和 8 年 8 月 31 日まで

3 採択方法

- （1）校長は、校内において研究会を開催するなど教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにする。
- （2）選定に当たっては、令和 9 年度使用教科書目録に登載されているもののうちから、文部科学省が収録した「教科書編修趣意書」等を活用し、十分な調査研究を行い、選定を行う。
- （3）校長の選定に基づき、教育委員会が令和 9 年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和 9 年度に市立中等教育学校（後期課程）において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知等をもとに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性を勘案する。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和 8 年 9 月 1 日以降、採択に係る資料を公開する。

〜〜

議 案 説 明

令和 9 年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 0 号の規定により、議決を求めるものであります。

令和8年教育委員会会議第5回定例会 座席表（教育委員会室）

